

正校

地方落穂集

七八

73

6424

4



73
6424
4

櫻井
藏書

校正地方落穂集卷之七

目錄

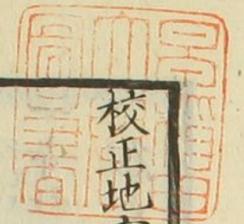
- 一 古来檢地條目之事
- 一 享保十一年被仰出し新田檢地條目之事
- 一 新田開墾願書付初發吟味之事
- 一 捕り代官新田場所見分之事
- 一 檢地役人之事
- 一 誓詞文言并罰文認方故實之事
- 一 檢地致し方の事
- 一 檢地竿入方の事
- 一 山畑竿入心得之事

故櫻井理行氏
大正十四年
三月廿三日
櫻井氏の
寄贈
櫻井藏書

- 一 大場の檢地竿と大事り事
- 一 田畑境目植物の事
- 一 田畑位付の事
- 一 田畑高と結ぶ事

校正地方落穂集卷之七目錄畢

校正地方落穂集卷之七



信陽 東條耕子 校

○古来檢地條目の事

一 檢地と百姓の身代浮沈の極る所あるを別して念入を第一其郷の大目
 のへ肝要あり田畑上中下の伏場或は反高出目ありべき飲の考まで大
 目ノを見定め諸変了簡し繩強々弱々々正道又打へ事

一 田畑上中下の位付專一ありをべく甲乙ふき地方を村付より上順野
 末と下と致し三ツ打等分の位付作法よりへども山方野方の村々を
 相違の地方もろあるべく猶又用水惡水ホの掛引早損水損取納め
 ホの勝手ゆびよくお考へ位付了簡を用ひべき事

校正地方落穂集卷之七

附田畑の坪付と明白にし地誥の節を違ふ致さず事

一 上郷下郷の分地面の善悪の区限をめぐらざる農業の外余勢なれある
る或を田方の過不及又を野山草飼場ホの勝手やを大概に合と甲
乙ふまざる相考ふべき事

一 竿打を四人と限るとし田と畑或ハ穂の上蒔田荒畑ホの打やうよく
吟味しあし一日の内裁度も試亦以るさくべく殊入替多く事

一 大田畑ホ目の及ばざる所を裁度より差切打りて別筆入歩以るん
るさくあり縄反敷のを多く以るしれとも粗相とをよるしとく事

一 一組の内より手分をいとし打中免事

一 寺社屋敷ホハ詮議の上屋敷分をかり除き帳面より別とせし申し申を
るくハ然まどし了簡の及ばざる所を衆評の上お極め程お済め候儀ハ

伺ひの上相定むべき事

一 道橋井堀溝ホ狭くお話ゆべき事

一 案内のりし名主百姓ホ引落し之まふき為め誓詞申付べき事

一 勘定所或ハ帳面を認め外場所へ他のをの入ゆべき事

一 親の田畑と子供へ分けりとも銘々持主の名を書付申すべき事

一 一村の内名主大勢より組下の百姓分け分付以るしハ誰組と書
付以来名田の分付餘りなきやうにすべき事

一 日く打外本帳出来の上頭書以るはる以て毎日百姓は貸しわさし商
違名違落地二重付の有無を吟味しすべき事

一 間竿を大工曲尺より一丈二尺二分にお定むべき事

一 往還の大道田畑作場道ふらびは落堀岡柵堤ホの端通りハ三尺ツク

除き申さるべき事

一年季と定め田畑質物に入せし者らある哉お尋ね質入らば何れを何
 年以前より何年限りに入置既二年季明きハ共請返しハ儀おあり
 田畑流せらるり外と致又は何年以來質入つし今二年季明き申出
 せと致申出外ハ其通りの證文を取り其者の名を記さるべき事
 右之通り相心得べくハ程お分らばる儀ハお伺ひ申さるべき者あり

年号月日

○享保十一年は仰出ハ新田檢地條目の事

新田檢地條目

一 關東所々新田畑屋敷檢地の儀先達地所割渡しハある分ハ帳口へ
 其番付の地引帳申し付ハ上田畑一枚限り右の番付及畝歩へ地主名書

の札と建させ檢地済次第右の札伏させ申さるべき事

一村々を内割以るし及畝歩分けおきハ処を及別地引帳に記し札立ハ儀
 右同断若し及畝歩知る所を檢地以らるべき順の番付を極め右の
 趣ハ地引帳と拵へ右同断札と建させ申さるべき事

但し野帳ハ先達て割渡し或ハ割賦の及畝歩と肩書ハ番付付せ
 以落地おき申さるべき事

一村境ありハ本田畑古田新田の境を檢地よりわらばる以前双方
 の名主組頭或ハ庄屋年寄ハ案内の者立會せ右の境目おぼきらざるや
 う境目ハ杭と建させ申さるべき事

但し右の境目双方申分らるある致或ハ境不分明の場所ハ双方吟味
 の上繪圖書付を以て相同らるべき事

一其村名主年寄組頭百姓の内吟味の上人数お應申付落地仕るる所は
昔よりび道筋用水溝幅無益の儀有るの段有体は案内仕るべき旨
誓詞申付べき事

但し繩引竿取仕るる所若し非義の事らあるは代官勘定
人の内へ早速申出べき旨誓詞前書は載るべき事

一間竿と六尺一分と一間の積りて長サ一丈二尺二分は盛込三間竿
を以て之を打ち一反三百歩をたぐべき事

一繩と一間づきの管繩を長六十間或ハ三十間繩を用ゆべし自然繩の
延縮をゆるべき事由り早朝より四ツ時八ツ時とて三度これを
改むべし勿論管ちがひ目よりゆるべき事よくおめて一間毎に間数の礼
を附申さるべき事

一間数の端尺六寸一尺二寸一尺八寸二尺四寸三尺三寸六寸四尺二寸四
尺八寸五尺四寸右の寸尺不足の分はらねと捨て実用して歩は浩の
一分は捨二分は三分は足しをゆるり上の端分をゆるり准を捨加へ
りし畝の分は合ひやう致さるべき事

但し繩竿数を入るい分をゆるり改め寸尺を用ひ平均の寸尺を右の
通り寸尺を用ふべき事

一田畑一枚限り間数合帳は付けよと合の上合算して及畝歩を用ひ其場
所を二帳とも間数及畝歩へ勘定人印形してよく尤も間数及畝
歩を違ふはあもゆるりまや案内の者ども存寄申させお違ふはあも趣は
いづれ改め直さるべき事

一野帳の内一通り百姓共へ貸し渡し及畝歩を違ふ有るは裁お尋ね

校正地ノ落穂集 卷之七

少しよて申分有之と承り届け改め直すべき事

一 田畑とも又字念入を書付べしあるは又道中用悪水堀中改め其際の田畑脇書に記すべき事

一新田所々内年貢米詰めせむべき蔵屋敷をありしは屋敷地の検地入高は給ひ物成引よつし検地帳の奥書に委細記すべき事

但し田畑の中は木大石塚亦有之れはと除き其品地株の脇書よつすべき事

一 寺社領分境目吟味の上お給はるるやう帳面に記すべき事

一新田畑屋敷林畑の内は寺社有之願の上お建りかゝ其場所の分を檢地たゞべく願申出せらるるを檢地の内へ入るべく尤も廟所を見捨たるべき事

附檢地つしれい分を其田畑の際あるは惣歩の所へ明白に書記せ

借屋事

一 借屋あるは小作有之れは帳面は本地主を記さべし若し借屋小作の名を記しなき由お給はるる本地主吟味の上お給はるるやう本地主の脇へ願の通り記すべき事

一 田畑の位付其村本田畑の位付を元は用ひ上りの下中りの下下りの下見計ひ何れも一斗劣り新田畑位を極むべし勿論其村古田畑真土の所新田畑野土より隣郷を吟味つし隣郷の野土田畑の位を以て見合せ土地お極むべし其村本田畑野土より新田畑真土より隣郷真土の所の位付を以て右同断見計ひて極むべし又屋敷を其村上畑の位付たるべき事

一屋敷の内家下庭構の分を上畑の位付もぐべし又屋敷構内の畑を見分の位と付け敷掛を林下敷残し申付べくい若し不応の敷林仕立の吟味と遂ぐべき事

一漆栗桑楮植付の其植付の土地お応の位付をぐべき事

一早損水損申立のありとも一切の上申きん土地お応の石盛お極む事

一新田畑場は竹木葎小生立或は地有の吟味の上開設あるべき所を地主お定め検地とし開設願済の趣を以て銀下吟味有之べし田畑は成多べき場を是れ右形派小節の趣を以てお極め又林畑或は山野を見斗ひ申付へべき事

一両毛作地片毛作地の差別ある土地お応の石盛お極む事

一田畑位付と土地再見の為の小条検地済の上別段にお廻り石盛位付いありべき事

一案内の者誓詞申付の上土地一二付の番付所より一より十五六まで段々付せしめ取りの上代官勘定人下役手札を以て入札の案内の者位付をも見合せ相談の上お極む事

一検地帳相極の代官勘定人あるび下役等取案内の百姓とも連判のさせ清帳二冊差出さる一冊を其村名主へお渡し一冊は勘定所へお納めべき事

一新田畑屋敷などて開闢の趣お応の儀あり吟味の上形の通り相極め又品替ひより申分を採義の吟味の上お極め其

品書付を以て檢地仕廻り後お達すと云き事

一間敷又畝歩石盛付と云て檢地致し方村中惣百姓申分よりある我并

竿打繩引下くは至る体也非美ある仕方よりある我吟味の上申分爲之

ハ其段惣百姓連判の一札取らる事

一竿取繩引の者より吟味し勤させ檢地の場へい喜用の人足差出

けり申し付る事

一作毛踏荒ゆりやう念入を申し付るなり且勘定人より以下後竿取

ホは至る体也木錢を拂ひ其地在合の野菜を以て一汁一菜の入り

酒肴小一切差出さる諸事費よりある吟味申付る事

右檢地を百姓永代の家督より間檢地石盛地面お当りよりやう念入

ををるあり

享保十一年年八月

追て各目字しよてお廻申と云くは在府邊之面くと苗守居の者披見

りしお返しゆく

此度關東所々新田畑あり見取場檢地の候に付各目お極小字し

遣ハし各檢地の所々有之者と右の趣を以て檢地相心得らるべく尤

も檢地ゆりある所有之と相伺はる以上

午八月廿九日

井沢弥惣兵衛

細目弥三郎

神谷武右衛門

辻 六郎左衛門

松岡弥太郎

萩原源左衛門

縮生下野守

久松大和守

寛 播磨守

駒木根肥後守

右始り記し存ると古代の條目より古田新田の差別なく一団の檢地條目と名へり後記しあると近來新田檢地の條目より前を古田多りとソレども地浩く百姓困窮及びハ年久しき檢地にて田地伏場水帳引合々れども一向は知れず持主も其田の本分を知らぬるは願ひ出せ仰せ付らるること何れも其類はとて村方減少あり尤も高増減も高帳動くことあるを容易のこと

より其上用も多分なること余を當時古田の檢地よりソレ據ふも後より其先を仰せ付らるる然し地押ホを品より仰せ付らるること何れも是以て容易ありあることあり然りとソレども其時その品より一際を演べ難し

○新田開闢願書付初發吟味の事

一前々空地にて有之芝原又を治地小新田開闢願出り節を右吟味場所其寂寄代官へ申し付らるる後ハ然るも支配村古新田場所へ相拍りハ右願繪圖書物其代官へお渡し吟味し其旨申渡り後あり尤願人へ右の趣仰せ渡りあり

一願人後亦へ罷出り在方の者あるが當地旅宿の名所を尋ね書付とより叔右新田願場所を料所私領一村限り村入會場所料所

を何の誰代官所私領の何の誰知行所と何村と都合炭村入會の裁
の訳委しくお尋ね尤も右願の付村と相對つてし我の趣亦是亦書付
と取るべきあり

一右入會村の地元村の代官地頭の役人へ吟味承る代官の元十役のその
は文通つて何の市用をとお尋る儀に坐の間何村の者来裁日誰
後所へ罷出のやう仰せ付らる下はるべく旨申つてし呼出とあり
一村の罷出のつて右場所新田願のありある趣申すことし此沼原前つて
うの訳して新田よりある所より裁或を原付の村と秣肥の為め空
地として差置れ裁又沼を近辺村の用水に引取り裁或は村と悪水を開く
を為し差置れ裁又其所渡世助成の為よりある所より付差置れ裁の旨又
新田仰せ付らるて古田の障りよりある所より裁ありはるや村と勝手より

宜しくは我の段お尋ね吟味の上何方の障りよりある所より伺の
上新田開發仰せ付らるてあり又障り村よりありはるへど其場所見令吟
味よりある所より

○掛り代官新田場所見令の事

一右新田村の障りよりある所より上場所見令として代官命を蒙り彼地は
至り見令の上新田場所廻り検地つてし地誥の上当時在形の反別を括
りその有り用水の引方悪水の次第を見積りあるはる前々村より
の切漆立出の有るを吟味を遂げ切漆立出をばるはる此度の新田
内は圃ひ込を右反別を以て新田受方のものへ地代金申し付るあり勿
論其地の善悪より伺の上次第つてしるやうの新田大方開發の
内三ヶ年の間整下を免して作取に仰せ付らる儀ありはるを三年耕

野とも申をふり 勘定三ヶ年をくまを 伺の上 檢地仰せ付らるること系
也

○檢地役人の事

一 檢地命せらるる節を掛り代官あつては 勘定後下役竿取罷越えをふり
其内代官勘定後を誓詞及び下役竿取の誓詞申し付らるることふ
り代官勘定方とて執行ふ

○誓詞文言并罰文認方故実の事

一 官の由務と專一仕り後暗き儀仕る處じく小事
一 由後内随分念入を粗末を之やう仕るべく小事
一 仮令親近保者好身のものをあつても 依怙具員一切仕らるる有体は
仕るべく小事

一金銀を申せらるる及り候にわづらひ 軽き品多しとて一切受用仕る處じく且
少く物たりとも借用仕る處じく小事

一 権威あつし候儀仕る處じく若し受方百姓が不届の儀有之候に申上
り下知を受け取計ひ申をべく候に決て自身とて手荒の儀仕る處じ
く小事

附不作法の好色仕る處じく小事

一 朝夕西定をわたり村方馳走ホ一切受申を仕る處じくあつては食事好と仕る
處じく小事

一 田畑踏荒し申をば万端お慎み河の雑莠あつらるるを相心得申を
く小事

右の条に此度相守り申をく候若し相背くは於てを

梵天帝釈四大天王惣日本國中六十此行十
 餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現三島此行十
 大明神八幡大菩薩天満大自在天神部類此行十
 眷属神罰具罰各可罷蒙者也依此請此行十
 如件此行十

何之集

名乘血判花押

年号月日

右の字配は認りあり又字数六十六字を日本國中六十六ヶ國の神祇
 と勸請する意ありと云々

○檢地致し方の事

一檢地せしむるに先達との村方内割地引案内帳と出させ一筆限り

番付を肩書に記させ一枚毎に札を建右番付の順にあり檢地せしむ
 ところあり檢地役一手代官手代一人或は二人下後一人等取二人その
 ちり向数呼次の者二人其れを百姓の内より出地引案内の者一人其れを
 代りく合帳を付するもの一人兩人して一人を目見都合八人なりて代
 官勘定役惣奉行として諸手を見廻り差図らねありあり
 一間等を長一丈二尺二分あり三尺の内へ目を盛り其外の間毎に切廻
 しとして墨を入るあり但し二分の余分の土入の者ありけり 墨字横
 等兩人より等取一人は百姓一人に付て数のり合せせりありあり
 数の十とりのみ処りてを大声して呼ぶるあり尤も小数を指して笑へ十
 を片手より左め等取に附て歩行するあり 扱等を打仕廻り何十何間何尺
 何寸と等取呼終りまで呼次の者右の通り押返して呼ぶるありあり

一ツ又を間敷お違ふきをまづるを為又一ツ又を間ちがひくはあきき為めあり

一檢地をわうやうある形の田畑ありとも堅横十文字は打まのあり尤も横竿大切あり念を入るし又入歩とつゝこゝろを田畑とも三十歩は足らざる幾々の地近所より其歩を量り肩書は何程入歩と一と大歩の所へ詰込あり幾らある所を帳面は一廉は記まことつゝとつゝの儀あり然とつゝとも地主替りする所は格別あり同じ地主と右の如くまるとあり又一畝とも面付るるを入歩まると誤るべし況んや其余はあききもや惣じて檢地は竿の立やうなり委しくと未は記ま

一竿取の者竿の鍛練あての危きことあり檢地の百姓永代の浮沈と

又由り別て念入まべきことあり竿の持やう我立又の帯の上端は当て持ち腰を居へ肘を脇腹へ付て動かさるやうな際と固め腕先を打あり歩行を定むること肝要ありはきを巧者のものを歩行して間敷を量るは違ひふしとあり三足一間とつゝ法あり歩行は法あり一石替古の仕方を長十五間或は二十間の水繩又の継竿とて間敷と極め置き幾遍も打返して体のかゝり腰あらびは歩行の調子を修練まべし本場所はおわても其手の上後折ら不意は打返させ竿の合う合はるると吟味まべし

○檢地竿入様の事

一田畑とも竿を入る前方上役のり其地面の形を熟と見定申出入と考へ竿の入やうを見積り申しつゝ所の出し竿をわし前後左右の

出入を立用して田畑を打始の真中へ堅竿を立て打終の所を見
通し差図をばし横竿を打始の場所と見定め竿を立てるべしと云
と竿を堅竿より打始るありあり 堅竿打始りてより 横竿を打ち中
て十文字よりあうやうに打つぎも打終の見計と差図して竿取
させ打へしと云と見積りの手練肝要あり左の図とて大方を心得
し

大田
小田
中田
小田
大田

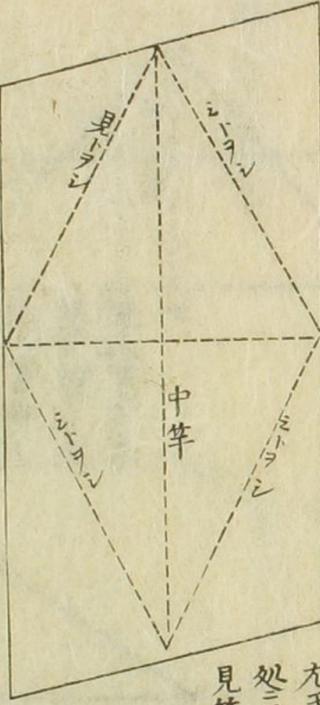


横竿打ハシメ

此ノ如キ形ヲ片狭
ト云

出シ竿

此見通シ菱形ナルハ結ヲ付テノ場所ヲ知ルタメナリ

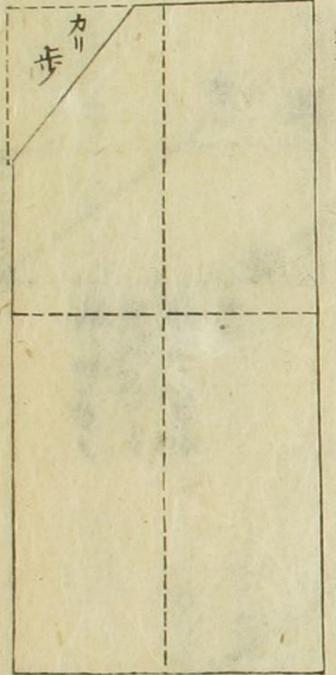


此形ヲ隅々ト云

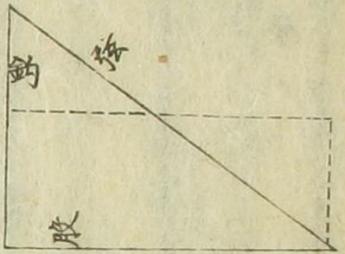
堅竿ヲ立タル見テ横竿ヲ打始ルナリ

尤モ大歩ニテ目分量ニテリガタキ
処ニ用ユベシ然レ此ノ如クナクキ
見竿三本立テ見テモヨシ

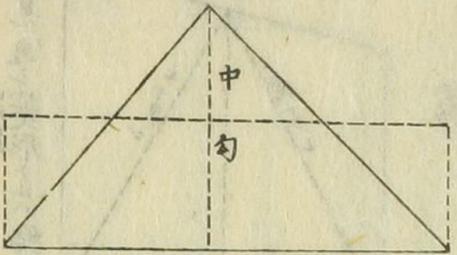
竿ノ立合メト打シマイヲ見
合ヌル肝要ナリ



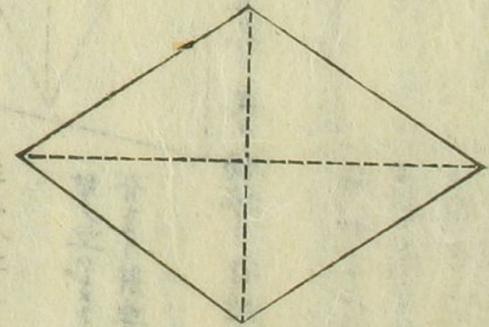
此ノ如クナルハ十文字ニ打チ
反歩ノ内カリ歩ヲ引テ帳ニ
反畝歩ヲレルレ外何歩出歩
ト脇書ニルスナリ 八歩ハ前
ニ記ス通りナリ内何歩入歩ト
記スベシ



此如形ヲ
勾股弦トイフ
股間ノ堅ニ打
ナリ



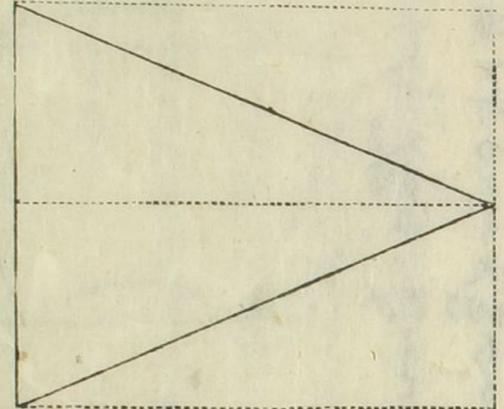
此如形ヲ
双勾弦トイフ
竿入方前ニ月
レ



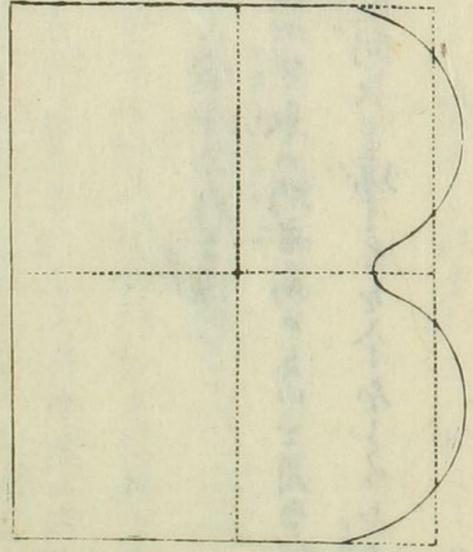
此如形
ヲ菱形ト云
テ文字ニ打
テ横間半
減モ用記ス

見事三本... 此... 此... 此...

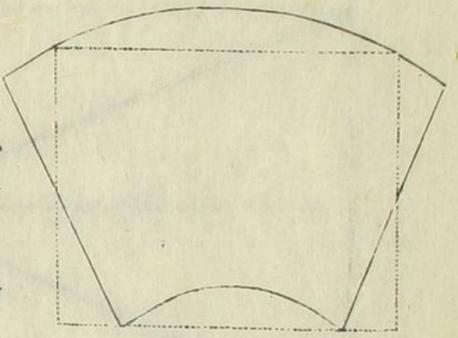
歩浩ノ形此如レ



此如形ヲ箒^{ハゲ}カケト云



此如形ハ因ノゴトク見通レ
ヲ立テ文字ニ打テ違ヒナレ



捨步入歩ノ訳此圖ニテ知ルベシ
此ノ如キ形ヲ扇子形トイフ
堅横ニ竿ヲウツナリ

竿の入り方大昔右の圖にて知るべし余をうけぬ准を
一竿の横を打つ尤も大切あり依て横の竿取の巧者あるものを用ひべし
横竿と過不足も立つものあり堅間長さ場を余おとのお違
あるものあり
一畔際を堅横とも一尺づ除くことあり屋敷裏の田地を木蔭の分

一問通う除くあり畑も右は准を
一古の儀ゆへ百姓方をして小歩を受るを勝手と云ふは一枚の境
畔を掛け検地済しのうち其畔を取ると歩面を廣くするの方便あり依
て余り小歩あるを吟味つてし同人持あるが畔を抜き捨はるべし然し
技とて免畔と技がとき畔なり吟味の上無益の畔を抜き使令小歩
ありとつへども次第下りの土地ふとを小切に水持畔とつけ給とその
田水わたり不同して耕作ありがとき所なりこれに小歩の内は打
べし又余り大歩もありても水持畔に其場は至て見分の上勘辨なる
履きこしをあり
一畔の中一尺は限るべし是亦大畔とも呼ぶものあり吟味の上水持の
畔又を足入の場所作場への通ひ畔あるを稲蒔上の節通行の為め

間をたつてもよし作場道是亦成るもけ多く釣ふものあり吟味の上
申し付べしこれを入馬とも通ふ道あり又往還道中無益は廣く願ふ
のありこれやと吟味の上お返は申し付るあり右の歌をばて竿を除く
あり尤も道の左右通り 田畑の脇書はるるあり

○山畑竿入心得の事

一山畑を打つより打又打てを遠ふものあり下り打より又山の落り
四とふどを竿より打をちぶふものあり水繩をたるを繩よりを打つ
及し

○大場の検地竿は大事なる事

一林畑葎畑ホの一繩は五反り七反り検地をるときを別して竿は大事な
りうやうの大場の竿取の法秘古くてを失多し又差図は秘事なり

此くの如き場廣のつ所を其形見定め難きものありゆはい竿先少し
曲りてゆるゆるの勾配を以て打ち行くときと間数格別延び十文字は成
りし是れは地の検地を先四方の境通りの角へ入を廻し中央は空樽の
踏臺のつを居へ差図のこの此上へ登り其形を見定め竿を入るる
筋を極め境の角に立るる人々を棹を以て差図して其筋へ立せ扱長棹
の先は切裂糸を付け四本棹へ登の標を白く横の標は赤く一本は色
分をしく四方は標と立右の臺の上へ十文字の曲尺を置き堅筋横筋
を見通し四方を見定し上りて竿を入るるあり竿取堅横ともは手
の標より向の標を目当より打あり然るときは少しも違ひふく手廻しよ
しこれ兼て又度々置手傳のものをへも右の次第を申し含めるし
連ることありやうの場亦足場ししはうの所は竿取の歩行

心得ろくべし

一見通し引付とつふことなり又草を結ぶとつふこともあり
 一檢地の野帳を寸目せ向ふよりて綴るありつねを凡の吹立げも為ふ
 り片面四つとも五つとも割を極めて書べし罰を引るがよしと
 宿して苗守居空手のきの所作ろくべし
 一箕盤と黄楊顆とよし水は浸りてよく走るものあり且玉重き
 ゆへ風吹よも動ろぬあり又鉄の矢立筆を用ひべし

○田畑境植物の事

一田の境目よと著莪社若のふらりし水は強く又切ろきなる方へ殖る
 草あり依て境を切らむとあり難し
 一畑の境へと楊柳水蠟樹のふらんと植べし午房根ふら上中へ入るも

のあり

○田畑位付の事

一田畑位付を檢地消し上りと別帳よまべし代官勘定役手代下役小惣手
 一同廻りあり見合せの爲め百姓方よても位付つこけを置るるがよ
 し儲小箱と一ツ拵へ其蓋の真中よ此の這入をどの恥を明け薄板を
 白漆よて塗るる小ま札を人数よ應し拵へありけり右の小札を
 二持ち檢地順よ見初るあり土性の善惡を古田上中下の土性を見てこ
 り元づき准しを見ろべし然るども條目よろわあるごとく古田の土
 と新田の土と善惡差別異なることろくべし然るども隣郷よ新田土
 と同様の土を見分し其位を尋ねて元よ立べし然し土の善惡を知ろ人
 を仮令古田の土と異なることろくべし古田畑の土を見て新田土の善惡

と討り善方よりとり或は悪き方よりとり古田畑の位付は准じ飯を付
まば新田畑の位付成らざることをりまばくをばて土を上土うんく
下土うんくしうんくをばい当分上土うんくも数年の内は土性中下は變り作
毛出来劣るものあり上土も上土うんくと土厚き上田あり又上土劣り左
りとも土うんく下土上土あると次第は土うんくしくあり作毛実のうよ
まりのあり又地面下中をりまをいふく下土の土ありまねを巧者ふ
るまを杖をぬて土をゆして下土の善惡を知るとあり

一右の心得を以て土性を見銘々存じ守の位を字札に記し右の箱へ入て
廻し入極まし上土を蓋をひくまき入札の多分りまを以て位を定るあり
又札六枚の内三枚まこと位付等分りまときまひは存じよりを述べ
相談の上極るあり尤も案内の名主組頭中の存じ寄をも承るべし

一屋敷付のり土地方りまうんくも上土まことありまを字入肥しハ
自由にして作物土地の位よりよく出来るに由てあり又野赤ハ土少く
まろしくも下土まことあり又用水の掛引自由あり所を右に准じ
べし又城下町廻りハの田畑を当分薄田りまも繁昌まをうんくひ次第は
熟田とあるるれ肥し自由にして多分用るゆへありは当地近在の土地
を野土の場所あるるも繁花の潤ひを以て田畑とも上作は出来るに
ても知るべし是ハの土地位付は心得りまべし

一村の内りまも用水掛り流末の田片上りの畑或は低き所湿気場所
山添雲下南の方森屋敷廻りのり松原添の場所北向山陰冷場或は
田中の島畑野赤清水かり長流の流末又と外田の落し水を引く所
又と人馬の立場所りま所此のごとき分を田畑とも一位下るあり

但一野方の野土畑風除の植物を心得りて地誥より又心得り
をし

一上より位定めごとき所を中よりありとも下よりありとも位を極め進
退をばし

立毛の上より位を付るよを立毛の出来不出来を拘つて地誥を以て
吟味をばし立毛を同じ土地より作りて作人の手入肥しの多少善悪を

又因て立毛甲乙丙をばあり出首と第一より心得る内より勤辨なること
あり又所より歩荷をばし実の善悪米木の照り曇りなど

として土目の善悪を知りともあり又土目よりとも年々作毛のき所
も有りこれと土地の伏ゆるよよりあり是を地筋と云ふ是の趣意

熟と心得吟味ありきあり

一田を畑より置る場所をばあり水と盛て改むべし畑廻り掘付
田より作る場所十歩内又十歩外をを入歩よりし其余は田より打つ

をし
一田畑位付を元来上中下三段に極るると久しう然るも上の中又の
下々の悪地を見付田の位よりべし上と下をばありて

一村の内よりいづれも土の種ありて田方の土目をよるしくして畑
方のよりしうづるも有り又畑方より田方のよりきも有り又土性上

中下の内より品より麩香真土砂真土は石交り真土是れを土
と云ふ又堅真土填真土野真土のよれを中とし赤野土白野土砂場山土の

よれ下あり又灰野土はよれ土冷砂交りの類を下くと云ふ此外国野は因
て種々の土性有り然るに上中下三段を大旨として三九段十段も有

本正地... 勘辨肝要あり

一 田畑高は結ぶ心得の事

一 田畑と高は結ぶ次第あり先づ其村の古田畑を見分けてその段々

一 田畑と高は結ぶ心得の事

一 田畑と高は結ぶ心得の事... 勘辨肝要あり... 田畑と高は結ぶ心得の事... 勘辨肝要あり... 田畑と高は結ぶ心得の事... 勘辨肝要あり...

役用掛りの普清渚式人足國後軍役ホの臨時ヤをさ高へかろるあり
依て地徳不応の石盛を受てを百姓永代の難美とあり退薄の基あり
又所よりうせ盛とて助成と見込と地面の外より石盛を進まはるこ
ともろ然し此ら別して大事あり助成なりとてむきとを計ひか
し其助成の品をより考案して永代動きふき助成と見込し動き
る助成と年々取箇へ見込ひべし

一 田勝畑勝の所高と結ぶる勘辨肝要あり田畑等分は畑少し多きと上
の村より高の目当り心得りべし田方三分一畑方三分二の村を中
場所より男どもり或は畑方をより下この村あり右ソゾとも勘辨
りることあり

一 檢地ありびい位付とも朝夕を厳しく昏ハ緩むとのあり初中後とも

とも同じ調子よりべしを朝と元氣盛んありゆへ物毎厳しく
昏と身体草臥心気撓と自然怠氣と生るゆへ緩くあり又夕方ハ
その緩としよ心付候取しゆへ又厳しくあり然し是ホを初
心の内りることあり心得べし

右檢地一件の心得其大旨此のごとし此他品とりつとソレども事繁
きゆへ爰は畧を余を前巻に出を趣は准じ専ら公道を守り執行りつべ
しとて地方ハ只勘辨の二字より上中下より付て心得べきこと猶巧
者の人の深志を受くべし

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之八

目錄

- 一 市廻米積船定書之事 クハクイツ、ミチアタガキノコト
- 一 同船頭水主炊等へ申渡の趣并に請書之事 ミチアタガキノコト、マフシワシ、ヨモギ、ウケニヨ
- 一 同上条請書之事 ウケニヨ
- 一 同船中日記前父言の事 ヒトナカニ、キ、ゼン、モンゴシ
- 一 市城米浦觸の事 ゼン、ミ、ウラ、シ
- 一 同送り状の事 ウケニヨ
- 一 市廻米出船注進書認め方の事 ミチアタガキノコト、シヨシカ、カク
- 一 同船運賃渡せし後異變有之船定法之事 フナセ、シ、ワタ、ノチ、イ、ヘ、コ、レ、アル、ク、テ、ダ、ハ、タ
- 一 同濡澤寺船頭辨米之事 ヌレ、サ、デ、セン、ト、カ、ベ、シ、ア、イ



Faint, illegible text visible through the paper from the reverse side of the page.

- 一廻船請負人数金の事
- 一破船有之節書上の事
- 一淺草市蔵より撰出俵澤子ホ拂米の節の事
- 一同市蔵番数の事
- 一手本米箱仕立様の事
- 一所々河岸マミより淺草市蔵迄運賃の事
- 一海上流を荷物取上定法の事
- 一江戸方合東京より八丈島迄里数の事
- 一島手代相止とし事
- 五里外駄賃の事
- 川船流を荷物の事
- 豆州島々善惡の事

校正地方落穂集卷之八目錄終

信陽 東條耕子蔵 校

校正地方落穂集卷之八

○御廻米積船定書の事

覚

一船中よ於て市城米不作法仕るはじく萬一納米を澤手欠米ホ准へ少
しうても隠し取らつて後日よ知まはとも穿鑿の上船頭水主の俵申
を及らば品よ寄り諸親類どもはむ罪科を行らばまき事
附船中火の用心堅く相守り諸勝負事一切仕るはじまき事
一市城米船積の節樽檣網碇粮米薪諸道具よつらるは海上下入用
あまぐき分りけらるは之を積ま若し日和らあぐ長逗苗以し粮米

校正地方落穂集 卷之八

不足のときは何の補ふかとも相ととのへ其趣所の者より證文を
取らべし自然糧米は准し賣買米を積むはあかると屹度曲直申し付べ
た事

一難風は遭ひ打米仕らざるを叶はざることを糧米のそとを捨て
其上中城米を捨て申さるべくは自分の穀類のとしむくはあかると召上
る事

一沢手米はありのり干立べし附海上りと船具も不足はあかるとハ
着船の湊とを相ととのへる事

一江戸はあかると中城米相渡りる以前糧米餘分断らるべくは陸へ上り申
出じま事

右の條々相守申べくは若お背く族有之は於てと訴へ出べし仮令口敷

しつとつしつ其科を免し中慶美下はるべくは且又他は為はるは仰
せ付らるべくは自然隠し置賜よりお聞へは船頭を勿論水主炊は
至る處を盡く罪科は行つらるべきをあり

寛文十三丑年二月 奉行

右の條目堅く相守らるべくは以上

年号月日 市代官 何ノ誰印

○市廻米積船船頭水主炊へ申渡の趣并清書の事

一今度江戸市廻米何國何湊と積渡りは付寛文十三丑年卯せ出さるは
条目字お渡し申し間艦の間へ張り置船頭水主炊上乗の者所にお守申
さる事

一市城米送状船積手代よりお渡り書面の通りお違ふ事故江戸着船次第

早速納手代方へお届べくい着岸水揚の節俵数お違又と俵印之なき
米其外甘俵鼠喰ホの類有之と船頭又并納申付へき事

附謂をあく格別の甘俵有之内拵の節飛差有之と不足米の分并納申
付へき事

一潮掛り日和待の節浦ミツを送り状を見せ入津出帆逗苗の子細手代よ
り渡し置小日記案文の通り浦と庄屋どもに認め内せ印形を取り江戸
へ到り石日記送り状お添手代へ差出さべくい勿論日和好小り片時
ありとも濃く逗苗仕る所じき事

一着船の浦ミツを調へ荷お一切積と申問後若し調へ小り叶はらる
品有之と上乗の者へ申達し差因と受水主炊の内一人陸へ上り調物仕
り船へ乗せ申ささき事

一船頭水主... 不届の美有之... 大勢の者ゆへ防ぎ難く上乗の者
其分は致し置お届へハ已後不坪の美之... 用捨り及り江戶
着の上有休又申さし存き事
右の条く吃度お守るべくいものあり

右の通仰せ渡さね承知仕り畏り奉り候若しお背き候ハ何分の越度
よも仰せ付らるべくい為其連判差上置り処依て如件

年号月日
何国何郡何村
船頭
水主
連名印
何ノ誰様也役所

○ 市廻米積船上乗の者清書の事

差上申證文の事

一 今度江戸市城米上乗宰領拙者へ仰せ付らるる以上を市米大切仕り市
 米船へ賣買お一切積せ申向ぬ船足を市定の通り市極印限り積申
 すべきは惣て市後ろ聞き後一切仕る為じく
 一 自分の儀と勿論船頭水主と申合せ市米指取申を為じく若し船頭水
 主密に盗と取り欲又を疑はしき致し方見同及及びいづれ手帳
 一 記し江戸に於て申上るべく
 一 難風遭ひ上荷物別小欲又を何もの浦へ船寄せいづれ随分情入市
 米濡るばり移仕るべく若し濡米より小節を船中人数を申せ及
 一 其所の役人中へ申觸を取揚申にて大濡中際小撰分市改役人参着

の節手文へろ移さき移仕るべく勿論有体の儀有之り節を在舟の役
 人中へ申達し早速市注進仕るべく
 一 浦と逗苗の節船より上り日数を費し或は遊女狂ひ仕る為じく
 一 市廻米の内密を賣り又を自分の飯米よ移し江戸を買納ふと致
 一 市廻米仕る為じく

一 附船中と勿論江戸其外何方ても悪米取替申内じく
 一 市廻米江戸着仕り切を申さふ及り其外とも一人ありとも外者
 船中へ入る申間敷小尤も水揚致し内を船中罷居り市の標の更
 有之りとも船中退申内念入市米お守り申さふく市蔵所へ市米
 揚置り節も諸更念入いよく大切と致失ふるはさき移仕るべく其
 証文差上申外依て如件

証文差上申外依て如件

何国何郡何村

年号月日

上条 誰 印

何の誰様申後所

○船中日記表書并前文の事

一日記帳半紙横帳より左の通り表書よりあり

年号

何国何郡何村誰船

船中日記

沖船頭 誰

覚

一市城米元船2日の丸の船印お立何国何湊より江戸まで平常と風雨の差別あり立詰り仕るべく何の浦より潮掛り一夜ありと返留仕りし其所の名主へお断り入津出船の日付刻付帳面より書のせ印

形取置申より事

一日和待潮掛り浦より返留の子細其所の市番所へお断り日記より置申より元類船隻一隻乗仕るべく其浦湊の者へ相談を遂

亦不苦由申し随分お考へ日和見定の出船申より事

一浦賀市番所へ船を着由改清証文差出より小間右証文を日記と

一所より納手代へ差出より事

附何の浦より竹木堅く伐取申より事

右の通り堅くお守り此帳面の未日記お認め納手代へ差出より事

何国何湊出役

何の誰手代 何之 誰

年号月日

○市廻米浦觸の事

覚

一何國去る何の石城米何國何湊に於て船積込し江戸へ廻し申し何れ
浦くも難風を遭ひ小節を石料の私領より其浦くも引船差出し
石城米凶変之格念入らるべく小俵石敷を別船送り状に記し遣し
以上

年号月日

何の誰手代
何の誰印

石料
石私領

名主
年寄
中

右と厚紙半切に認め折々し及し上書を浦觸状と認め下は何の誰
手代何の誰と姓名を記しを多り

○石城米送り状認方の事

積送下申江戸石廻米送り状の事

何印何年何年貢米

何国何郡何村

一米合何千何百俵

但し何斗入

直乗船頭 誰

此石何百何十石

何国何郡何村
上乗

誰

此運賃金何十何兩永何文

内 何十兩永何文

三分一何湊
三分二江戸

外

一米何俵 但し何斗入

上乗船頭水主炊糶米

一船 五年造

船頭水主五人乗

一檣 杉 行繪 楫 白 檣

帆 十七反 水綿

一鉄碇七頭之内

七十七日 六十五日 六十七日 五十五日
五十七日 四十五日 四十七日 四十五日

一網二十二房の内
二房 市皮二房 檜四房 葉四房

一端舟一隻此外きり道具附

一船足四寸但し極印限り

一寛文十三年の浪の各目字 一通

一船中日記帳 一冊

一浦船状 一通

右と何国何郡去る何の年貢米の内江戸市城米何国何湊に於て何国
何郡何村誰船に積立船足お改め出船申付し書面の通るお遠慮之以下
お受取残運賃おけお作るべくい為其送状依て知件

何国何湊船積出役

何の誰手代

何之誰印

類船頭何国何村

誰船

年号月日

所付

何の誰手代

何の誰後

○お廻米出船注進書送方の事

覚

何国何村

直隶船頭誰

一米何千石

右と何国何郡去る何の年貢江戸市城米何国何湊におわき積立令致
日何刻日和好当湊出船申付方注進の為め斯の如くお坐以上

何国何湊船積出役

月日

何ウ誰印

何の誰後

右の通りお認め早速飛脚を以て江戸苗守居手代の方へ遣はし江戸は
 て右注進の趣を受早速勘定所へ出帆注進を以てし尤も積所河岸
 より代官在詰の陣屋へも注進とあるより又代官在府あるを其心得を
 以て認方は酌酌の如くべし
 右も廻米の儀初茨市廻米積船請負人の方へ船催促の如し請負人方よ
 り何国何村直垂誰船と又を誰船沖船頭誰何百石積何年造の船具何
 どの船頭水主何人舟とつゝ美書付差出せし上右空船江戸より積湊へ
 つゞの船ありを江戸へ船見分其外吟味小手代元船へ罷越し相改

むし極印を五六寸四方の板へ焼印を居へ持参し船縁より定法計寸
 六寸を曲尺を以てし右板の焼印上端と寸のとらるとよりはさひは
 して四方を打付るあり入陣屋最寄より出船あるを陣屋手代右の
 改めよ出ることもゆきあり右空船江戸川口幾日出船とつゝ後を定め
 早速陣屋へ申し遣はし陣屋より積所へも通達するところあり又江戸改
 めめありを其旨陣屋へ申遣を上陣屋より積所へ申し達するところあり惣て
 積所の換格よりつゞも手廻しより早速通達する格も兼て申し合
 へることを一際心得るべし時宜よりべし

○右廻米船運賃渡後異変の船定法事

一空船の破船前貸三分一の内官の市失墜湊に於て破船よりも空船を
 難風は遭ひ痛し船よりありはとも米積はるときを前貸三分一の内半

分之下り事

一 米積以上破船を運賃の内三分一下り事

一 打米仕船と打米の分運賃下り事

一 破船を濡米より取揚けて所拂ひより分又海中へ捨米より

分とも運賃の内三分二下り事

一 浪掛り又を垢漏り濡米より其所より立分と運賃の二下

り事

一 沢手の賃運賃は構ひより納め船頭弁米の事

一 米積減の事空船積減着の上米高減へ前貸運賃三分割の一

分下り事

一 江戸の廻米出帆積湊着以後大坂廻しは成り節と前貸後波の分

江戸廻し運賃を下り中賃を大坂廻し運賃下り事

○ 廻米濡沢手船頭弁米の事

一 皆濡一俵は付 三升五合

一 大沢手一俵は付 二升五合

一 中沢手一俵は付 一升五合

一 小沢手一俵は付 九合

一 鼠喰一俵は付減り分の内 四分納名主 六分船頭

○ 廻船請負人数金の事

一 往古を落札の國米高と積立其運賃金の三分一敷金取立事

一 中古と米一万石は付百兩づ取立事

一 当時と米一万石は付六十兩づ取立事

○破船有之節書上の事

一破船打米ハセンウチマイのりしときと勘定所へ注進チウジンせし着船ツクセンの節と吟味ギンミの趣ソウを書記シキし猶又内寄合ナイヨリアヒと吟味ギンミ下内ゲの格カクよとの又言マタコトと勘定所へ書付カキツケせし其上シと内寄合へ出る人数ニヒズノマイ銘メイと半切ハンキレ糸イトと書記シキしと印ムシして差出サシせし

一内寄合ナイヨリアヒと右吟味ウチギンミの節と前日米高并マエヒと捨米スツクマイ石数イシカズ船頭水主フナトウミヅヌシ上乗ウラノリの名前書付内寄合ナメノカキツケナイヨリアヒある勘定奉行の屋敷へ差出し帳面チヤウメンを付ツケせし

○浅草蔵アサクラクラと撰出センシュツし俵ヒラ沢サカ手米テマイの拂ハラひの節の事

一廻米クワシの内撰出ウチセンシュツし米沢手米メサカテマイの蔵庭クラニハより取りトルて拂ハラひし成節ナルセツと蔵手代クラテの官より出役デワツの者モノと立會タチアヒ再入札サエイラサと取りトルて落札ラクサツの趣ソウを書付入札カキツケイラサお添ソソへ蔵奉行クラブツへ差出サシし蔵奉行より書付渡カキツケワタると出役手代受取デワツテウケ罷カり候ケル代官より勘

定所サダメカ差出方へ出デをあり差出方サシデとも右直段ウチナカと吟味ギンミし吟味判居ギンミハカりお応オウケの由ユて代官へ返マカを夫よりソノ右の書付と蔵へ持参チサンし蔵奉行へ上ウせし其上シと落札ラクサツの者へ米引渡メイヒキをあり引取ヒキの節と門切手カドキリテを取り出デる

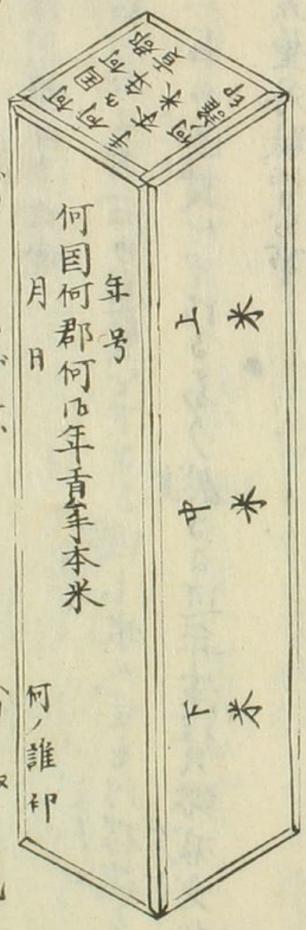
一石入札イシイラサの節と納名主ノウナメと立會タチアヒせ金子カネコと其日手代シノテの者受取ウケることあり但し落札人ラクサツヒトより勘定カネヂの書付カキツケと印形インゲイと取りトルて右金子ウチカネと共トモに代官へ差出サシし代官より右書付金子ウチカキツケカネとも納名主へお渡ワタせし但し右金子ウチカネと共トモに代官へ預アツカり置米納めお済スせし以上イサと渡ワタせし納名主と右書付ウチカキツケと以て在所表ゾイレヨヲキテへの印シルシとあり右と勘定元辨カネヂノハジメと立タて当分の事故トウブノシゴ右の通トウりて事済コトスムあり重ねて納不足ノウメダクと金納同カネナドウの節と右拂ウチハラひ直段ナカと以て同ふことあり

○浅州の蔵番数の事

一浅草市蔵古米を二百七十一番作りし由但し二番より右の通りあり一
 番とつへ蔵をふしうを右へ伊奈家の先祖関東郡代の始めを蔵奉行
 兼帯しを自分領内蔵所お建らし由其後今の地へ引しとき右の由
 緒を以て一番を領内は残せし由其後浅草の蔵建直しの節右一番の蔵
 浅草へ引け當時を一番より二百五十八番を番数なり竹橋市蔵廿八
 番より古米の市蔵此二ヶ所あり其後本所へ蔵造立ちたりしナかりはきど
 右の由緒を以て今に至るまで伊奈家より蔵納の出役を畧衣しと出可
 蔵奉行も同じく畧衣あり

○手本米箱仕立方の事

中二三段の仕切りあり兩脇は左の如く書記を



右の箱四方より張をし角を合せ目へ代官の判を居へ蔵役所へ由と
 あり

○各所河岸より浅草蔵前まで運賃の事

- 一武州足立郡平方河岸より浅草蔵前まで運賃二分
- 一同埼玉郡権現堂河岸より同二分四厘
- 一同多摩郡高麗比企郡新河岸より同二分八厘
- 一上州邑楽郡早川田河岸より三分二厘

一 月古河岸より三分二厘

一 月川俣河岸より二分九厘

一 月山田郡猿田河岸より二分

一 月野州足利郡依田河岸より四分

一 月安蘇郡奥戸河岸より三分九厘

一 月都賀郡越名河岸より三分

一 月板戸河岸より五分九厘

一 月安久津河岸より六分

石と延石一石は付右の運賃を下する但し米大豆と円摺荏を一石五斗
より米一石の運賃を下するあり然るは近年運賃銀減少あり

○五厘外駄賃の事

一 山城米積所までの附出の道法五里までを百姓役として馬附出し定
法あり五里外を其里数に随ひ一駄は付一里錢廿四文づつ下りる也

○海船川船打替の事

一 支配村方より川船海船亦古くあり打替はしな音村方より願出の節
を右の船何年以前は打立り哉年并は船破損の次第を委しく吟味の上
尚又見分吟味して手代差出しいよくお違差之に於ては船方役所へ
願書差出させ尤も船主并は大工其村々の名主印形お揃へ右願書の奥
へ右の通り吟味致しお違差之の間船出来致しわが極印下りるも
く音奥書致し代官印形を船方役所へ差出を若し代官印用にて不在
のときを右の趣を以て元々手代印形致し渡し遣とあり
一 右の船出来の上を川方へ差出し極印下りるもく音奥書印形前の如く

よして渡し遣りたり

一右の証文を以て船方役所へ差出を節古船の極印を切抜きお添へ船方役所へ差出し新造極印を申請其既地方役所へ船方より申達する也

○海上流荷物沈荷物取揚定法の事

一浮荷物を十分一取揚り者へ被下
一沈荷物を十分一取揚り者へ被下

右の通り之と下りる若し隠し置後日よ頭を以て仕置仰せ付らるるべく小間前觸書の通り右取揚荷物早速支配へ注進の上集め置荷主をお待ち申さべく若し半年も忝らぬ限り返済し及び支配へ同ひ下知を待つべき事

○川船流荷物の事

一浮荷物を十分一取揚り者へ被下
一沈荷物を十分一取揚り者へ被下
又言右同断

○江戸より八丈島まで海上里数の事

一江戸より浦賀まで海上十七里浦賀より三島まで四里五里三島より下田まで四里三十五里下田より新島まで四里十六里新島より三宅島まで四里三宅島より八丈島まで四里七十五里
通計海上凡百六十八里あり

○島々善惡の事

一大島 此島を流人暮しよる島とて少く場廣あり
右の島を船手向井將監支配すと豆州口島あり産物と塩紫根鯉宗螺

わたり其外魚漁もわたり島人これと以て稼とん又船稼もわりのよし

一利島 山島あり 東西一里程 江戸より四十三里

此島人家百十軒余外又蚕家五十軒あり○人数凡四百六十人ほど
内男百五十人余女三百人余○産物を縮扱手綿麻鯉節干物類男女の
稼魚漁薪干物織物廻船も稼のよし○田方多く切替畑あり粟稗芋大豆
豆小豆の類少く作るよし○吞水ふし雨降の節桶へ溜め罎の置用も由
又天水ふき節と汝と土漉しして飲料とをもちあり

一新島 東西三十丁程 本社若江村合ニケ村 南北三里程

此島民家四百軒ほど外又蚕屋五十軒程あり○人数凡二千四百四十人
余内男千百三十人余女千三百人余○産物塩木身鯉節柴螺椿実縮綿
糸あり男女の稼魚獵干物薪織物などをし廻船ありて商物江戸へ廻り

あり○嶋中一井戸四ツあり深二丈四五尺吞水用也○田方一切なく
切替畑あり麦稗粟大豆小豆ホと作て反別なき由

一神津島 山島あり 東西一里程 江戸より五十里 南北日

此島民家百五十軒ほど○人負六百五十人余内男三百人余女三百四十
人余○産物塩鯉節鯉鯉 柴螺椿実あり○男女稼魚獵薪干物蚕少し
く養ひ島て用るのよしして他へ出を程をふき由廻船ありて商物江
戸へ廻ると○田方多く畑反別なく切替畑ありて粟稗芋大豆小豆ホと
作る由

一市蔵島 山島あり 東西廿五丁程 此島神津利島よりありき島也と 南北一里ほど

民家九十軒ほど人負三百人余内男百四十人程女百六十人程○産物塩
縮葛茅延椿油鯉節糸あり○男女の稼魚獵薪干物を製し江戸へ出を

廻船スイセンあり○黄揚ツガよりしく是亦江戸へ出を櫛クシ挽ヒくあり○田方タナタあり切替カヘダ煙タバコ少くあり粟稗アヒヒホと作る島中食料イクレウトホ乏しく流人カガシ餓死ガシする者数多ありよし

一三宅島 東西二里 南北三里伊谷神若伊豆坪田河只合て五ヶ村あり

此島民家二百七十軒程人数凡そ千百八十人内男五百三十人余女六百四十人余○産物サンブツを蔵島サツジマと同し○男女オノメ稼魚カセギョウ漢薪カンシヤク干物多く江戸へ出し廻船スイセンあり○田方タナタなく畑方タニハツ又別マナシなく又持王モチヌシも極キマあく人々ヒト出精シユツ次第切替カヘダ煙タバコ少しチ麦粟稗アヒヒ芋大根サトイモ大豆小豆アヅホと作るをべて山添ヤマソの風カゼ当アタらぬる谷間ヒアタ日ヒ当アタりの所へ作付サツケするあり

大船戸オホフネといふ所あり山添ヤマソの砂濱スナハマを常トコに廻船スイセン漁舟イサボネともいふ此所へ引上ヒキアゲ置オケり他国の廻船スイセン通例ツウレイをそとよく依ヨ據コふき節フシを立寄タチヨ引上ヒキアゲ置オケよし

場所の廣ヒロサ五六町もありと

八丈島への通船ツウセンを何ナニも先マづ此島へ着ツキし日和待ヒヨリマチをいして出船デフネするよしされど此島より年々越コとともなる由八丈島へ直乘ジヤクの海上ウミを浪なみたたくしと通船ツウセン難ナシ美ミある故あり

此島新島コノシマ又續ツグき宜ヨシき島シマを江戸への通行ツウカウも宜ヨシく自由ジユウの足ソクる島あり

八丈島 東西二里半程 南北四里半程枝村エダムラ共トモ十二ヶ村あり

此島民家七百五十軒程人数四千三百五十人余内男二千五百五十人余女二千二百人余○産物サンブツ島紬シマツツ五反掛イハカケ八反掛ヤハカケホの織物オリモノあり色イロを黄黑キクロ鳥トリ色の三色サンシクあり外ソトの色イロをふし椿実ツツミ青アヲを島鯉シマコイ節フシあり○男女オノメの稼耕カササク作魚イサ獵リ薪養蚕カヒコ○田畑タネ共トモあり然シカも共田方トモを少し縮イナを四月上旬シツゲより六月上旬ムナツまで又植付ウヅる畑タネを麦粟稗アヒヒ大豆小豆芋大根サトイモ蕪カブホと作る然シカも共風雨フウク烈レツ

く満足は收納とるにあく依て食料不足は付米麦大豆小豆ホと因方よ
 己買入る也○雑用の物因方より買入る品茶木綿陶器鍋釜金庖丁鑿鎌
 剃刀小刀鉄釘其外鉄物筆紙墨烟管膳椀盆折敷の類也○紬織立負敷
 年貢納六百五六十反其外賣紬千二三百反外は八丈生絹ホと織出し一
 ケ年拂代金千両余も入る趣あり此外内澄負敷美へ難し
 八丈属島は小島青ヶ島と云二島あり小島を東西半里南北一里青ヶ島
 東西一里半南北一里と云り何れも民家有産物稼禾新島は同し
 島中の鎮守を為朝大明神とて鎮西八郎為朝と祭りし神社あり代官代
 替りは具足一領充奉納あり此社の神主島の役人司あり此外菊池氏の
 島役人兩人あり此下は大名主小庄屋ホ村々住居し由政法と正しく
 守るとあり

島中は巾用船二艘あり破船打替ホの節を右支配代官より伺の上入用
 江下造管を右の船一隻充隔年は江戸へ来る之は八丈島年貢織物敷を
 積出上納するあり取帆の節を雑敷と調へ并は流人の者見届は遣はる品
 又島入用の物も積あり此外は小舟一隻有是亦入用を江下造立とる
 乙是は八丈支配の青ヶ島より海上三十里程の所年貢納ホ右の舟は積
 八丈島へ差出し八丈島より一隻は上納するとあり
 右用船は頭二人あり扶持方江下帶刀致とるなり
 八丈島用米八十石充年にお渡る是は江戸往返の用船一隻の船頭十人
 沖糸の内一人は付米一斗充江下江戸返苗中日所其外諸入用米島々神
 社初穂米ホ也右往返并は返苗の日限日数とて勘定し残米を百姓へ
 割賦し右代とし米一石一斗五升は合糸織一反の積とて織物

返納するあり
 八丈島より木綿一切なく鍋釜小鑄立るにあり依て用船既帆の節隔
 年白木綿二千百反鍋釜大小四百廿三箇右何れも入札を以て買上島へ渡
 是島の者割賦返し返納として木綿三十五反より付合糸織一反鍋八五斗
 焚一ツより付合糸織一反充納も然るも木綿のあくとも差支へふき音
 して今い止るり鍋釜の類は汐風烈く腐れ易きより由り今より以てお遣を也
 八丈島流入由緒の者より見届物并書状亦送る節は先達と支配代官
 役所へ右の品々書付願書と出し其上役所より差圖を受右の品内又
 役所へ持参を島掛り役入銘之を改め余情の品をお返は状の開き状
 して口紙を付折掛する也右の書状を役所の帳面より字し苗并見届
 の品も残らぬ書苗送物は封印をし切手書付を添へ見届物願人へお渡

を願人之と受取八丁堀船頭の旅宿へ持参しお渡を船頭右切手と合せ
 之と受取を違旨書付と出之と又役所へ差出しお届る也島より来
 る状も開状あり是亦役所より字し苗其状を所へお届るあり

○島手代相止の事

一前々を島支配の代官として島手代お極一人より付切米百依立下島々相廻
 る節を七十人扶持江下お勤し処享保八卯年代官河原清兵衛同の上お
 止其後島手代なく島地役人萬事執行ひ正法度を守り乱るをあり諸
 島皆八丈より支配することあり

東京 大月忠興 補訂

方正學文集卷之六

六

Faint vertical text within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page.

